

中外新聞

合本

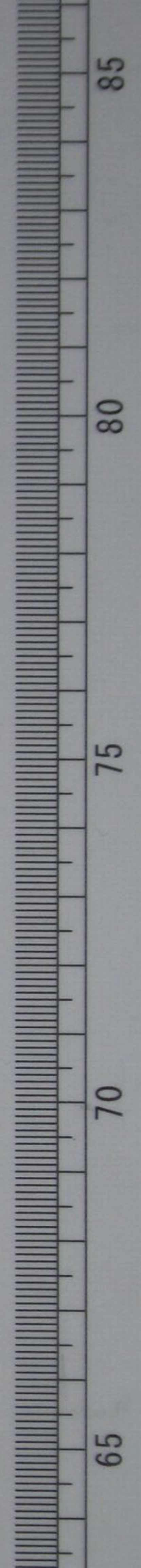
卷三

西垣文庫

文庫 10

7323

3



特 文庫10
7323

3
不許翻刻

慶應四年閏四月第三板

中外新聞

卷三

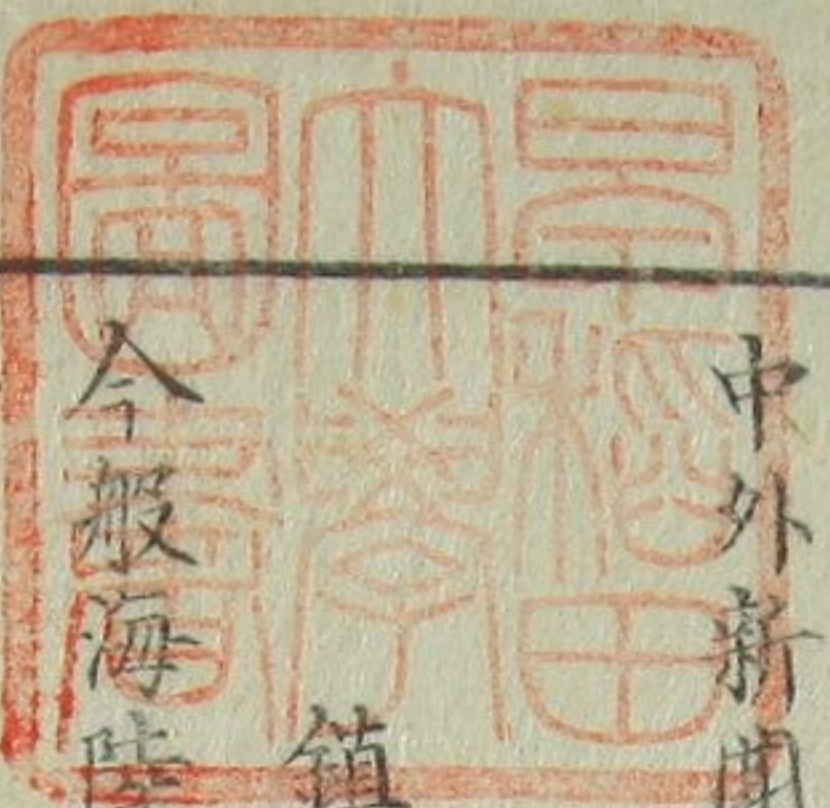
第十四号より
第廿号まで

開物社印

中外新聞第十四号

慶應四年四月十九日

西道文庫



鎮撫使よりの布告

今般海陸進軍は朝敵□□硬命の族の誅鋤遊され以
慮慮の処當人海陸諸軍は付てハ從來の行状雖不可赦生
天塗炭の艱苦不_レ為忍罪魁とら猶死一等を宥以上を帰
嚮の輩を勿論既往も不咎才能及び有志の者を以拔擢億兆
愛撫の意四海に 此表示の 思召よと徳川譜代陪臣小吏
に至るまで凍餒の患無之様は扶助可_レ成下は又付疑懼を
不抱此 御意を奉戴一士農工商一切安堵營業可_レ致以尚追

第十四号

關廷より徳教を宣布し、共當分徳川祖宗の良法、其
修變更無之の条勤。王一途心得違ひ有之間敷、且當國諸
事訴訟等を聊無忌諱、當總督府より可申出、其上至當公平
の裁判可有之りのあり

辰四月

東海道鎮撫總督府

○大坂よりの書状写

禁裏様三月廿三日晝時西御堂へは為 入の手輕の 水行
幸直道筋も至て穩より静よ座は
廿六日早天より天保山へ 水幸海岸防禦の様子 水廠覽

船軍の稽古も 天覽よ相成の由りて海中へ大筒打込の音
市中へ相響きや

水幸までハ市中より色々悪説申觸へ共万事鎮靜の水
事より大よ安堵仕の水金相場も二百三四十匁まで引揚可申
と中人氣の処其後あく下落いゝ二百四匁より五匁位よ
相成中ハ依之大坂表人氣至て穩よ座ハ必水案ト下間
敷ハ

来月五日頃 水発輦より南都へ 水越夫より 水帰京と
中事よ座ハ

三月廿八日

○歎願書

一城の候も徳川家相續の者相定りのまゝ一時田安へ預
けられ仰付の様奉願の甚見越し候儀を申上奉恐入候へ
共尾張家へ相續候仰付候儀も此免奉願度事
一軍艦銃砲も徳川家名に立候成下高并領地相極り以上
差上候様仕度事

右ニケ條格別の寛典を以て此差免相成候に松山尽力の程
奉願の素より有罪の松共右様の件々奉願候儀上も天朝
の御怒り奉觸候も難計下も主人□□の趣意も背き候儀も
まゝ候共此際も當り百年の生命の為も千載の汚名を捨置

恨を合て命を奉り候松山は海陸兩軍臣子節操相立不申
候間私共一同の心中に賢察候成下幾重も相貫き候様候
執成奉願度此段歎願仕候謹言

四月 日

海陸兩軍一同

○

静寛院宮様 実成院様も田安候殿へ此移 天璋院様も一
橋候殿へ此移候座候
上様も去る十一日水戸表へ 此發途相成候
十二日より口々此門の此固め左の如し

竹橋 清水 田安 半蔵

右四ヶ所田安殿に預りて往来通行是迄通り

外櫻田 西九大手 神田橋

右口へ官軍人数は固めあり外櫻田と神田橋との往来通行あり

坂下 内櫻田 大手 平川 矢来 馬場先

和田倉 雉子橋 一橋

右口へ一切官軍番兵は差置り事

○横濱新聞訳文

四月七日到着の英船より託して長崎在留の外国人某より一封の書状を贈り其大意左の如し

此程長崎表の形勢甚穩あり薩長土三藩互に不和を生じ
いやは或の計畧より裁其境の相ふらばいへ共市中諸方へ張
札いへ一日の薩長の所置を誹謗し一日を長土の處置を
非難し又次の日の薩土の悪行を書記しあど日この事にて
三藩の家臣共互に疑惑を生じいへいへ戦争より至り不中
いへ共只今の様子より何時事の起りいへ哉も難計甚心配
いへいへ

○信州路報告

此程相樂三といふ者并外七人信州追分宿して梟首せられ外十餘人の者片髪片眉剃落し追放し相成は右に三巨魁して無頼の悪徒を集め官軍先鋒嚮導隊と唱へ総督府の命と偽り信州の村々を乱妨し良民を劫し金銀を食り其悪事露顕せし故ありと承及申し云々

○箱館来状の写

此表して江戸の様子委敷相分らば甚心配仕に會津追討の後仙臺へは命の由とりくの噂は座は何故に仙臺隣国の諸侯仙臺城下へ追し使者差出し殊の外混雜の由

座は

中外親聞江戸表して出来の由して九号まで手に入りに望人沢山有之間幸便に差送可下は奉行衆を初め役々皆當所引拂の苦して魯西亞国蒸気船は雇に相成迎船として相廻りは処勅使は下向の後場所は引渡中以上して一同引拂は苦に決定しては万今暫出帆延引可仕は共不遠拜願可相叶と相樂中は

四月二日

海軍局の社中して内外新報と号する新聞紙出板は杉田玄端著述健全学中編二冊発売を

柳河春三編輯西洋雜誌卷三出板を此後毎月一二冊つゝ出
来を乞ふ

偶成

作者不詳

四海今將帰一家、此時無用手空叉、不知心事對誰訴、且向春凡
數落花

或曰市尹石川氏之作

無題

草莽微言何益世、強論時事不勝嗟、豈如携着一瓢酒、日訪春園
處々花

中外新聞第十五号

慶應四年四月廿一日

英漢新聞紙の抄譯

英吉利よりフ・オ・アダムを日本在苗全權公使の書記官と任
ぜり

佛蘭西国帝ナポレオンを喘息を煩ひ餘程の重症あり
同国の太子ハ巴勒を出立し北日耳曼又旅行を

北日耳曼とい字漏生同盟の諸国を云ふ

此程魯西亞の政府より令を下し波蘭国人の兵器を持つ事
を禁し悉く其所有の兵器を取上り但し税銀六ルーブルを

出しく其支配より免許を得まば兵器を買求むる事を得べしこれを持する者を年々此税を出さしむルールブルを銀錢の名よしくドルの七分五厘は通用を

石川長次郎 訳

○ウスリ地方の説讀第二

ホルタエンペリヤル港の周辺を力極めて穿鑿をあり樹林の價を精細に見定めより千八百六十三年これを輸出つる人々を賣り与る事を決せりブライクモフ氏の説は據れどホルタエンペリヤル港の近辺の樹林を心を用ひて支配

されば莫大の利益ありと云其林の樹木を樅樹落葉松、白樺、黄樺、黒樺、白楊、榆樹及び叢生の姿より榲桲、秦皮、榆樹、菩提樹、榛、杉等なり其木の経より年齢を不同より八十歳より二百廿歳までの間あり其中より甚大なる樹木少くは十分強健より圍三尺高さ七丈乃至八丈あり者屢々有るホルタエンペリヤル港の地形を船の入津荷積荷卸し等をみるに悉く便利あり形を具つたり其湾をクレストスカヤコンスタンティノスカヤ及び沙洲港此三港より成る且イルヂレ及びパラタと名くる二小港も亦これに属し此小港は先年二艘の船破泊して冬を越してあり

ホルタエンペリヤル港とコイトとの間の地方に在る林に
を黒竜江口に在る者と同じ樹木も雑生せり但し其冬時落
葉する樹木の黒竜江口よりも多く且美濃あり此地方の尚
混沌の稱を以て生生活を
只四十族を柵せしむるのみあり其人も犬と共に只
漁と獵を以て生活を

混沌の原語を處女あり辞書に處女山處女林處女野をい
ふに開墾せざるを云と注せり又未だ戦に用ひざる劍を
處女劍と云ひ天生純粹より精鍊を経ざる硫黄に處女
硫黄の名有り推て其字義を知るべし

魯西亜人の黒竜江に到りし時やその人口甚少くして只河
辺并に商客往來の路傍に僅の住民らしきのみ方今に於て
民人の最多き部を南方よりしてサントルガ湾のクニチユニ
あり次を黒竜江口及び其律渡の處次をウスリの谷ありゴ
ラド人爰に住を次の支那の植民其數少々れども此地方の
海岸并に内部に散在を然まども此廣漠ある國土地面の積
大凡二十七萬二千箇平方哩ルストらりて男女一萬人に満
ちん

青眼居士曰黒竜江辺の地理方今我國人の為に之を纏説
まらざるも急務に非ざる似たり然るにヤノワン氏嚮に亞細

亞の地図を訳して刊行し今亦自ら此図を写し記録を添
て新聞紙局に寄贈する者蓋し深意ありて寓するが如し
試み之を猜するは魯西亞人の蝦夷地方に孕頤するや既
久し然るは近來亞墨利加の旧領地を活却し専ら支那
朝鮮の北境を開拓を其志遠大なる事殆ど測可らぬ彼若
し黒竜江辺より南進して朝鮮を蚕食するに至らば日本
の北部亦唇亡齒寒の患を免るべし詩云兄弟
鬩牆外禦其侮と今我国内穏静ありんば動もされば全国兵
革の厄はらんとん若し国内変ありんば万民其業を営み其
生を保つは違はらぬ況や辺境の事は於てをやされば日
く嘆惜憂悶する所あり

○或ル一諸侯歎願書

正月九日十日私名代家來の者召出 此書付を以て徳
川□□ 朝敵の罪に依りて追討す 仰付は万各藩陪臣吏
卒に至るまで方向を定めは松井に 大号令此趣意相心得
國力相應の人数差出しは松可仕旨に仰渡誠を以て驚愕畏
縮の至は奉存に就ては速に奉 勅從事可仕の処 中朝よ

り郡縣の制度は為在はつ共 皇国自然の体裁を封建世
祿有之鎌倉覇府の時將軍家臣の名目を相立陪臣陪く臣
の介随て相定り時移り物換り慶長元和以来今日中々の形
勢を成し居は後して凡普天之下率土之濱尊卑貴賤不為
王臣者を一人も無之は共封國領邑其治内の士民各其主
其君は忠勤はなぐ則 朝廷へ服事の道は可有は座と奉存
は私儀□□家臣ははへば一意は徳川家を翼奉し 朝廷へ
忠勤仕度素志は有之元来一途同路して更は方を異し一向
を二よとぐべき所無之追く□□恭順の效相立はなぐ 寛典
の由處置只管歎願哀訴仕度心底は座は又人数差出は後

を外 由用筋ははなぐ何程にも出精相勤可申はへ共徳川
征討は付ての 由沙汰しては下忍臣子を以て君父を撃の
誤は有之人の大倫天地の大經是は於て乎相悖り昔時源義
朝 勅命不得止とい申あがら父為義を撃はも同様の筋義
朝の逆名千載難遁 勅命はかうせられはても亦三綱相欠
法度の 由失体は終古難は為免實は私一身の進退難波の
みは無は座 朝廷の由は深くは惜み申上何分奉 勅後
事難仕は陪隸微臣の身を以て直諫仕は後餘り恐入敢て言
上仕兼はへ共臣子の身進退難波仕は段幾重にも性情の忍
ひ兼は処は座は何卒 由惘察 由宥恕の後奉願上は右

願の趣意は採用は下置はへむ獨私一家の幸福も無之
世道人心を千歳の下は維持仕今日 朝廷の由闕失をも聊
奉補は後して冥加至極難有仕合奉存は下去頑愚固陋遂は
逆鱗を奉犯は次才其罪萬死難道 闕下は拜伏一斧鉞の
誅謹で可奉待旨申付以重臣此段哀痛奉懇願は誠恐誠惶頓
首謹言

慶應四年戊辰年二月

中外新聞第十六号

慶應四年四月廿三日

四月十五日 上様水道中は滞り多く水戸表へ
へは為入は趣彼地より中來る 山着弘文亭

東久世殿并肥前侯横濱へ來着の由同所より報告はり徴士
寺島陶藏并関齋右エ門等も來り由
十六日頃結城小山の辺は戦争はり由り種々の報告あり
り十八日十九日江戸在苗の官軍追々野州へ発向を其詳あり
事は未相分らば

○夫婦同寝多少の限らるる話 唐通居士 記

原本西洋情史の一章を抄出を

一夫より一妻を娶るは天理より背き家道より害ありとて西洋より古よりこれを戒るを善き教とせりされと動もされば此戒を犯す者多しりされば古来賢人これを憂へ種々の教を立て竟るは夫婦同寝の数をさへ定むるに至るり○モセスといふ人も古の大賢者と仰ぐ程の人あり共其教の時の習より後ひて立られ故にや強ち又妾を置く事を禁ぜられし出埃及記の廿二章より一妻を置く

共本妻の衣食及び同寝の数を之を減を可らざると説くはより其他モセスの掟の中は学問の爲あれば三十日まで一妻より遠ざくるも苦しうは職業の爲あれば七日を限るとは壮年より職業は差支あられ毎夜同寝するも妨あり假令差支あるも七日の間は二度を欠く可らば但し駱駝牽は三十日の間は一度船頭は六ヶ月は一度を少きの限るとは又妻若し夫の同寝をいふが其夫七日目毎妻の資財を取上げ資財尽るに至らば離縁状を遣はすべしと云ふ○其後ラビン人少く此掟を改め学問の爲あれば二三年の間は妻より遠ざくるも苦しうは然るとも可成丈七日の間は

兩度づつを同寝する様は心掛くべしと云へり○希臘国の
ソロンと云人も亦古の大賢ありしがアテ子の法令を定め
し時は毎月必ず本妻と同寝をせしむと書載せしむ○回教
の国は又後世にも猶此風俗残り妻と同寝するを夫の勤と
し妻より之を催促する事死も債をなするは異ありは是と
其国は七日毎に一度づつ同寝を欠くべし若し之を欠く
時の妻られを裁判所へ訴へ離縁状を求むるの權ありしべし
といふ控りたるは依てきりしべし○以上諸賢人の教の小異同
ありしと雖も皆夫の本妻を疎みて同寝の數の足らざるを戒
むるのみしといふも嘗て其數の過るを戒めきりしは其後

數百年を経て初めて其一例を得しは殊に驚くべき事とや
いふ所を今の西班牙国の地は中古の世アラゴンと云ひ
し國は其國の何と云ひし女王在世の時ありしがカタ
ロニーと云ふ所の民の妻其夫の同寝の多き故に訴へ祭日と
雖も十度より少き事ありしと歎きしれば女王を之を憐し
玉ひ速に其夫を召して痛く呵責し今より後一日六度と過
く可らばと戒め玉ひ且後世の掟あればとて此事を普く國
中へ布告し玉りし後來好事の輩此等の話を傳へてソロ
ンが一月に一度と定めしを少きの限としカタロニーの民
婦が一日は六度を請合ひしを多き限とせし事ありぬ

尚なほ記事長ながくバ他日たじつ續つづきと訣あき出いる

○暮春書感

作者不詳

三百年來霸氣雄、豈知時運轉西東、如今命脈君看取、只在西郎
方寸中

失題

郎一作郷

何事諸公爭桂冠、鷓鴣無復一枝安、朝々濺盡孤臣淚、滿地落花
風雨寒、

○京師山觸書二通

紀伊中納言

有馬中務大輔

奥平大膳大夫

小笠原豊千代丸

溝口誠之進

伊達伊与守

大總督不日着、付入城、可相成付て、關東山取締尚なほ奥
羽等速はやに平定、至り、松指揮可有之、付早はやに出發東向
此 仰付おほせ事

但着府の上直松大總督へ可届出、滯陣中、不及申途中
等摠ととて嚴肅げんそうに致し、不覺悟無之、松可心得事

今般已いまに、由親征、由出輦、遊海軍、由覽の上、關東時機
又依り直松輦まんなを東山道へ可よ為向、思召おも召よ右ハ先般

處々よ於て賊臣 官軍を抗し尽く撃破し及ぶと雖も未だ
餘黨彼是屯在致居に裁りも相聞へいし付萬民艱苦の程は
歎思召に條大總督指揮の上を速に遂忠戦四海平定奉安
宸襟 内沙汰の事

三月

○京都内觸書二通の写

銅錢の儀當時各国相場由斟酌の上自今一文を以て銀六文
と通用は 仰付の事
右を是中ぐ其位當を得ざるを以て動もされば奸商共異邦
へ輸出ししは儀も有之依之速に海内へ布告は 仰付の事

事

三月

○

横濱ドルの相場五七日来又少しく上りたる方あり一ドル
は付四十四匁八分五厘より四十五匁
錢相場日々下落近日に至て最も甚し今日天保錢金一兩は
付十匁九百三十二文 文久錢は十四匁二百文

○髮切の怪談

新聞社友元来奇怪の説を信ぜば然れども左の奇事を目撃

せりとつゝ人の有るゝ任せく附録一以て博學君子の定論
を俟つ

四月廿日夜小川町歩兵屯所より一人髪を切られける者有
り夜半の頃寢所より起きて厠へ往くは何物とも知らず真
黒なる物突然と来りて頭へ突當ると覺ゆるや否や卒倒
して人事を知らず此物音は驚きて人々集り介抱せしむば
頓て正体は成り然るゝ髪は落ちて二三間も離れしむる地
上は在り其真黒なる物ハ猫の如くよゝゝ黒き事恰も天鷲
絨の如くありとぞ

中外新聞第十七号

慶應四年四月廿五日

總督よりの由達書写

軍艦の後度々相達は通一事不奉いへば恭順の道も悉く瓦
解可及時機一々 此處置振一結局の 奏詞も不為調
次第よは勿論兵艦銃器へ必兵力を以て 天朝へ不相迫実
効を表し以て 此軍艦奉行根本和泉主家を思ふ至情感
心の事よは間願意相貫き以て 此中尽力可成降は就ては直
松四艦ハ其後下より付其餘四艦急速 朝廷へ可差上松
大總督宮内沙汰は 此段相達は事

四月

東海道先鋒

摠督 印

副將 印

田安中納言殿

石川河内守

佐久間鑄五郎

右の者當分市中取締の儀付以間嚴重に忠勵可有之旨
大摠督宮内沙汰以條相達以事

四月

東海道鎮撫摠督府

田安中納言殿

○重板論

唐通居士

夫は智識を開き風俗を勵すの道の學問を盛んするより
善きいあり而して再び其源を推べ全く新書籍の著述より
り是を以て世界中文明の邦として極めし著述のこゝを
重んず之を鼓舞せんが為と主として其重板を禁むるあり
蓋し重板の禁られば新書出賣の利悉く著者に歸るべし而
して官より著者を褒賞する所以并に著者の益多く著述
て国恩を報ずる所以皆此中より存するあり

居士嘗て西籍を訳して褒功院説を著せり近日校正し
て西洋雜誌卷四に載るべし

我邦は於ても旧来重板の禁甚と厳ありしが近頃其法破と
しと見え重板の事有りよ第十二号は報告有り予おも
へらく此事果して実ありば世道又閑らる事鮮うしん今よ
り以後新著の利尽く姦商は帰し著述者の損失殊と甚しく
業を破り産を失ふ勿論假令世を憂へ国を思ふの志深き
者有りとも微力よして損失の補をせん事能はざる時ハ著
述を企つる事叶はざるに至らん是と実と智識を闢き凡俗
を励まんの本意又非ざる方今百度一新一夫も其所を
得ざる者なきの 聖世は在て只此一事頗る闕典は属する
と似たり最以て惜むべく歎まべき事あれば我公私の為と

一應これを論弁せざるを得ん

戊辰四月

○
東久世前少將此度中將に昇進せらる。

四月廿日神奈川奉行水野若狭守同並依田伊勢守 朝命と
君命とを奉一段く應接済の上横濱港を東久世殿と肥前侍
従とよ引渡し翌廿一日帰府に組頭調役亦られは従て江戸
に歸り定役以下小吏ハ其俸同処して召仕をさし 答は決せ
り但し其内勤を辞して江戸に來りし者も有り

○四月十八日出板横濱新聞の訳

兵庫より一隊の兵士乗船して仙臺に向て出張せり事の模様は依りて江戸へも海路より官軍来りべしといふ
會津の国内の士民は布告して曰此度の勅諭を全く天子の真意より出づるものあり薩長の意は成まる者あり若し實は罪ありて御門の譴責を蒙らるるは前より切服し其罪を謝すべしと雖も實は然らざる事明白あり故は死を以て国は殉じ飽まで敵と戦ふべしと
日本は於て大名の此の如き事を家来に觸れ示し事の屢あり是れ人心を激動固結せしむるの策あり曾て先將軍の

長州を伐ちし時長州も右の如き趣を布告し王命に抗し

會津の国論は一定せずや否や之を知る事能はば若し會津の国論が裂けて因循をあるは南方諸侯大に力を得るあり

英国の軍船追々横濱を發して五月十五日即ち日本四月廿三日まで大坂港へ集るべしと布告せられし依りて軍艦ロド子イを今日オセアーンを明日此地を發しサラミスも續きてパークス君を載せて此港を發すべし

オセアーンを鉄張の蒸氣フリゲートとして四千トン

積一千馬力より大砲廿四位の大軍船あり
但し此度の命令は平穩の事あり是れ英國使節として上京
し朝廷へ拜礼を行ふが為あり
オルハンと名くる蒸気船一艘京都へ賣れしり價洋銀五萬
ドル此内一万五千ドルを正金其餘を銅として拂済しり

成澤甚平記

○
越後よりの書状は外国人新写より會津より往きし趣を中越
しり傳習の為ありや外の用事ありやハ未詳あり

中外新聞追々盛ん行をれしに付尚來る閏四月より大抵一
ヶ月は十冊づゝ出板しつゝいづく
何よりらん珠しき新聞或は訳文を送り呉られし人への製
本を呈し尚又相當の謝儀差出し可申事
新聞中へ植込具は松頼に有之しつゝ一行に付金一朱の出
銀として書き加へ可申事

但し其事柄の取捨を撰者の意に任せ可申し間此段兼
て以断り申置し事

此小本中外新聞の遠国へ送りし為め合巻より一賣出し
し事

中外新聞は洩るる異聞を集め社中より外編を撰び近日発
允いふべし事

右の外中外新聞別板無之は万一偽板等有之は甚だ慥ある
証拠を以ては知らせ可下は厚く謝儀差出可申事

四月

中外新聞第十八号

慶應四年四月廿七日

横濱在苗外国人の書状抄訳

新泻より報告あり北方諸藩の様子を聊々聞く事を得たり
即ち左の如し

北方諸侯は勅使の通行を妨げずと雖も南方の兵會津領
地に入る事を許さば

溝口侯の兵五百人許京都は発向を北兵を溝口侯は逼りて
何故は南黨は属をよる若し北黨の先鋒は加えらるるは於
ては城地を奪ひ取りし由手強き掛合たりしは溝口よ

り莫大の償金を出して和を乞ひしる由
北都の兵を越後の高田に到り是より信州に趣くべき由の
知らせあり

吾等の思ふ所にして北方諸侯の勢益強大とあり遂に進て
京洛の地を争ふに至るべし

○東山道摠督府より諸藩へ此達の写

大政の一新の折柄未だ政事向不行届を幸として無頼
の悪徒共愚民を欺き徒党を結び恐多くも官軍の内命或
を薩長より付られは杯と偽り唱へ無辜の富家へ押入り

強談難問を中掛加之放火いっ一日に乱妨相募り生民全く
塗炭に陥りて段摠督府かいても深く山憂慮は為遊一日も
難捨置依之信州一国の賊徒鎮撫向當国列藩へ仰付
間各藩中合夫々持場を定め人数差出し置賊徒の乱妨を防
き悪徒を召捕諸藩脱走人或は無宿者に至て速く其藩に
於て死刑に處せしむ尤百姓より雖も徒党に頭立に向
ハ平日の行状正邪を糾し夫々可致處置に元来無頼の悪徒
共徒党を結び蜂起いっい後いっハ大義條理を以て鎮
定しハ後一朝一夕不可行者を以て間勅命の旨中達し兵
威を以て鎮撫可仕は但一年貢諸運上総て此收納向の後ハ

近しく確定の上は沙汰可有之間それ迄の所只管鎮撫民
政又心を用ひ萬民其業又安し以松精く可致尽力肯更
仰出されはる此段相達也

辰四月

東山道總督府執事

○江戸市中改革仕方案

神田孝平 述

江戸の元來日本國中諸大名輻湊の地ありし時勢一變一
今の復昔の如くありんば且遠ららざる内は外國人も居苗を

事又成るべしれは後年の盛衰の姑く差置き眼前此依
て立ち行き難き姿あり然れど先づ急は改革の良法を行
えざる可らば其改革の趣意は第一江戸中の智恵と力と
を集むるを肝要としこれを集むるの法を総代會議の法を
設くるより今試は其法を論せし先江戸市中を廿組程に
分ち各組の中より地面持をとり相集り入札の法より誠實
才能ある者二人を撰は是を組中の総代とし奉行所は差
出さるべし左れば奉行所は江戸中組より出さる総代人
凡そ四五十人も集まらば一太席を設けて集會せし
むべし是と即ち総代會議所あり次は會議の法を定めて奉行

の存意もも惣代人の中より出さる事も又市
中の者より出さる事も一應必む奉行の手より惣代会
議に渡して其評議に掛け一紗承知の趣評決連印の上は非
ざれば之を市中に施し行ふべし且何事より以て會議
し可然と評決せし先例なき事も之を行ふべし又然
るべしと評決せし旧來の仕来りと雖も直之
を廢止せし是は其要領あり猶惣体の心得方を言へし抑
此惣代を江戸中より撰み出されし賢人あれば即ち江戸
中の智慧をいかり出さる者あるが故に銘とし篤と其
理合を合點し假初も一己の私心を挾み一國は江戸中

一紗の為を思ひ假令の同船して凡波の難逢く時の如
く相和し相助け何事をも取纏め成就せしむるを主とせ
べし且夫は江戸中廣しと雖も細く吟味されば誰ぞの地
は非ざるにあらず又地面の主たる者己れが地面を大切と思
えざるにあらず今地面を大切と思ふ心を以て惣代を撰み出
し其惣代打寄て評議決着せば自然に江戸中を大切と思ふ
心を生むるに至るべし是は實に惣代会議の妙處ありて殆
ど筆舌もも尽し難き真味あり方今交易商會蒸氣用法製鍊
局紙藥法其他惣して江戸市中を富むべき良法極めて多し
と雖も先づ右江戸中を大切と思ふ心を一纏めしして後

△ 是非を以て手を取らざれば難し故に我先づ會議法の大略を述べて以て其端を發せんと云

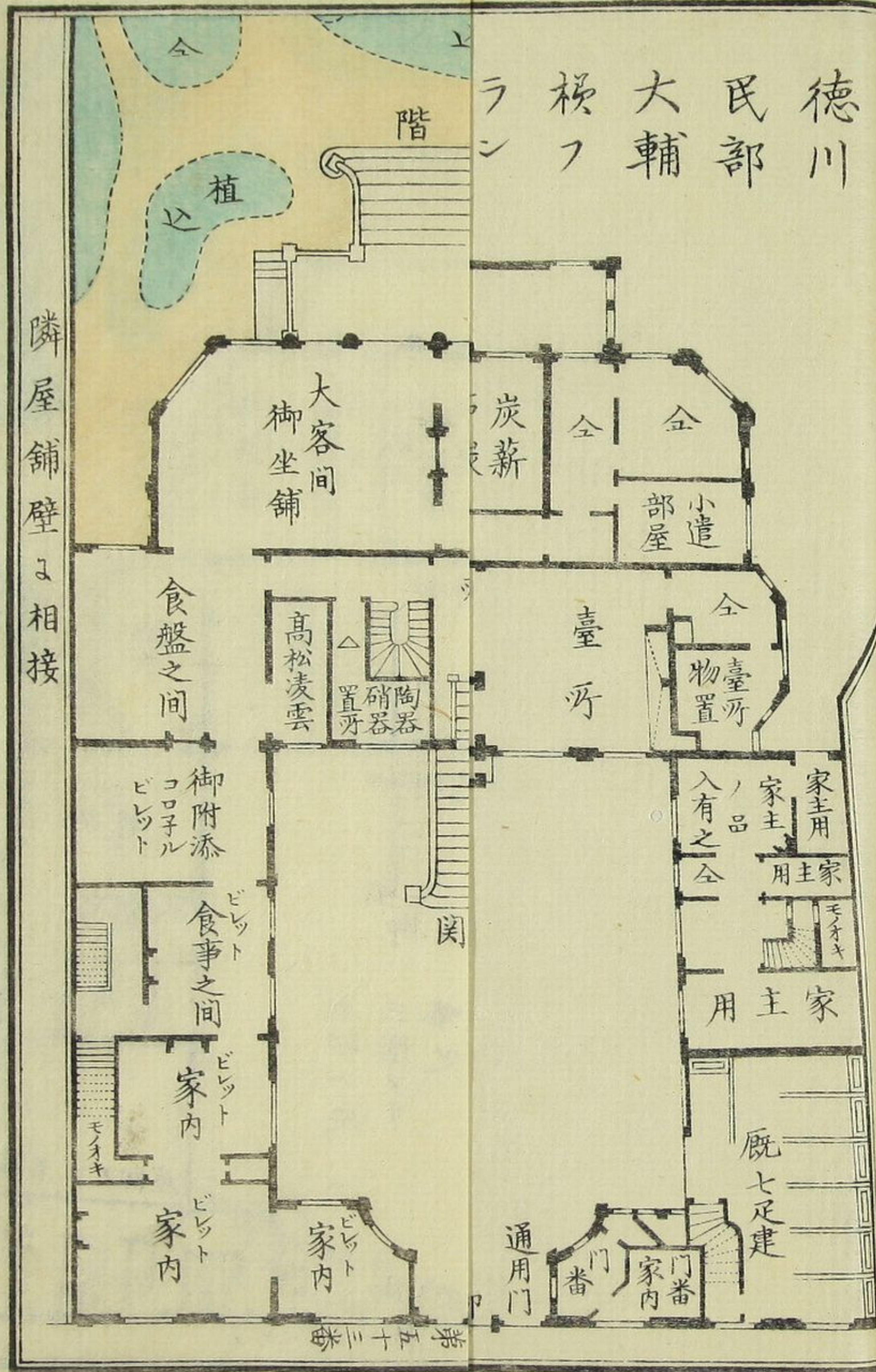
△ 追加本文總代は撰まらざる者ハ入才を第一とし地面を持たぬ者として苦しむるは勤役に凡四五年を限りとして交代を乞ふ一且勤役中の相應の格式と俸金とを乞ふべし尤俸金の地中より之を出さる一猶論を乞ふべき事多くありと雖も且録を暇らしむる市中有志の諸賢尚其詳を問ふんと欲せば板元より乞はるりて我家より来り訪ふべし

○ 佛蘭西在留の友人より書翰を得て彼地見聞の事を記し且公子民部大輔殿の由旅館の図をも寄贈す故に之を此図を刊行す

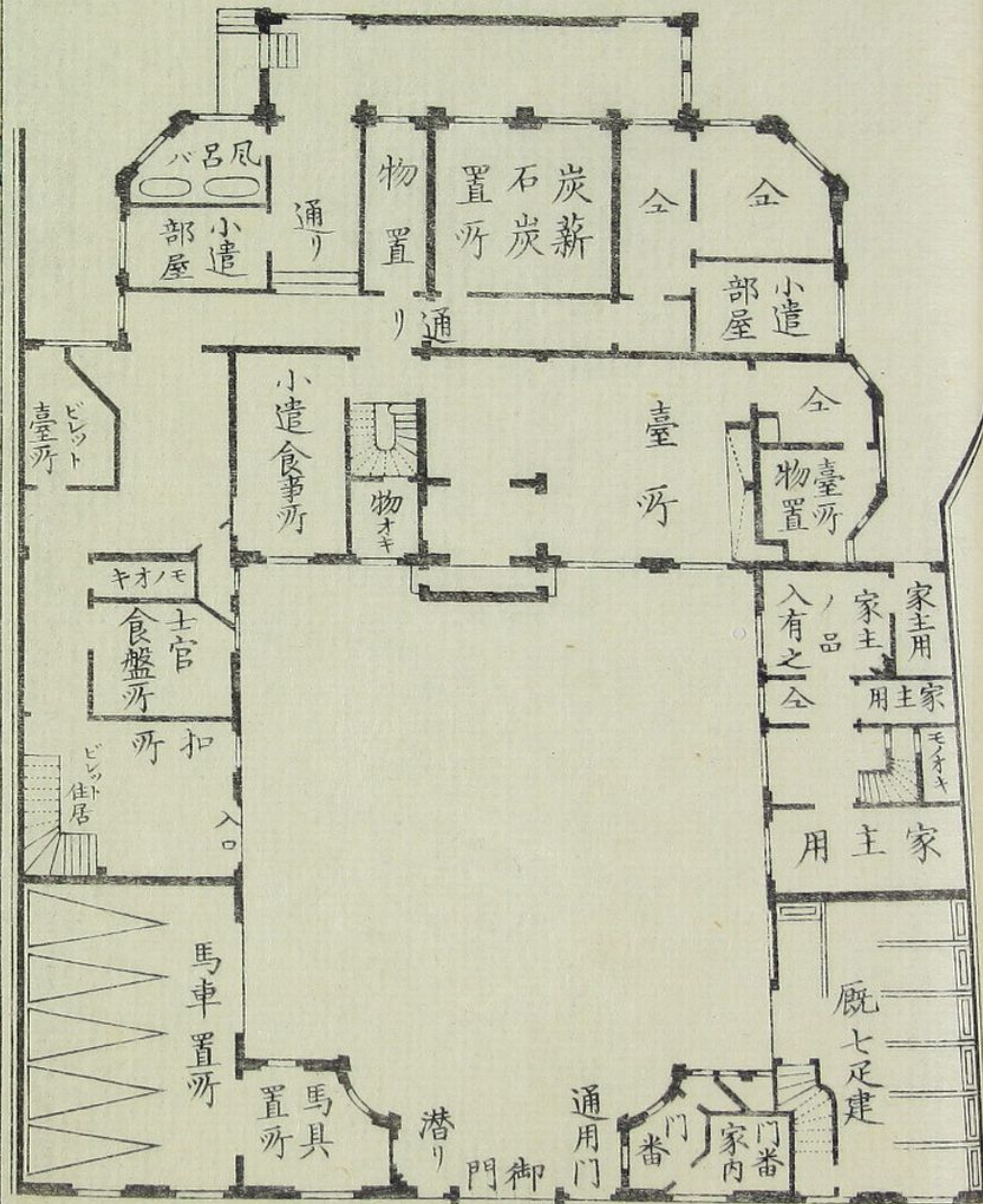
○ 西洋医家必用の藥品チキタリス、ヒヨス、サルヒヤ、カミルレ、マヨラン、亞麻、アルセム、メリッサの類追々傳來し當今に至りては外科を待たずして其用之しるるに他花草菜蔬等も次第に船來多し吾去冬佛蘭西より帰帆の時亦種々草木の種子根塊を携へ來り其内ニサフラン、コルシクム、アルタ

アセーアユイン、イリスフロレン、アタラヘシテル、カルタ
 等なり此等次第ニ繁殖せし後、来一個の国益とも成るべし
 又革菓も方今を許多の菓を結ぶに至り、此物世間ニ流布
 せらるるに至らば、亦一種の物産を増補せしむべし
 革菓元和産あり西洋名アブル俗称オホリンゴと云ふ林
 檣の属よりて実大且甜美あり
 砂糖を只甘蔗より製するのみならず西洋よりハ、茶葉の根
 よりも採り又楓の樹より之を採り、いそより、棒砂糖と云
 者を皆蒸菜より製し、くる者あり

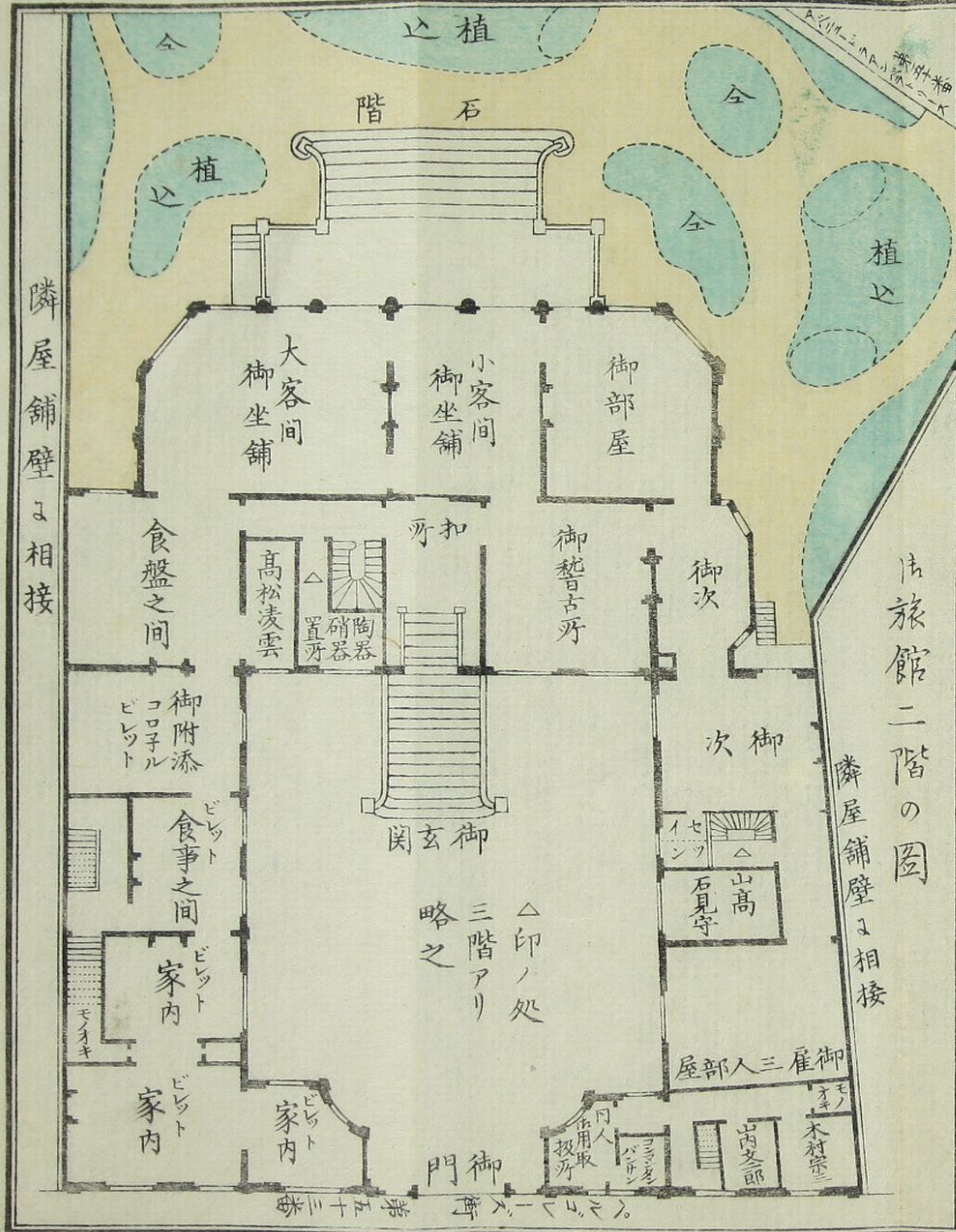
田中芳男 記



徳川 民部 大輔 フラン ス國 パリ 旅 館 の 圖



法旅館二階の圖



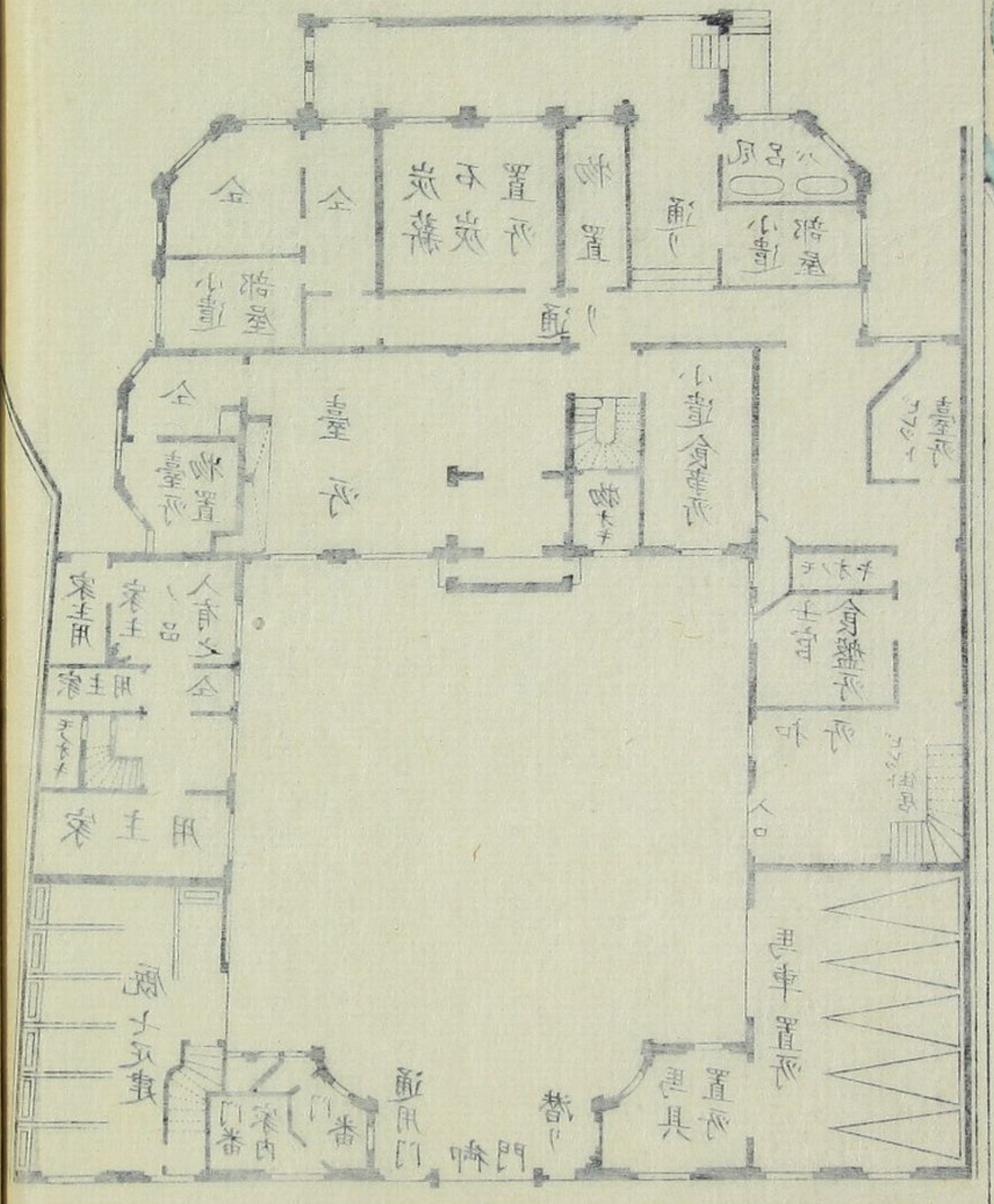
隣屋舗壁は相接

隣屋舗壁は相接

橋の属よりて実大且甜美あり
砂糖を只甘蔗より製するのみならず西洋よりてハ菜菜の根
より採り又楓の樹より之を採りいとゆるり捧砂糖と云
者を皆蒸菜より製する者あり

田中芳男 記

圖の嶺のハリス園スルハ大藤月崎蘇川



中外新聞第十九号

慶應四年四月廿九日

四月廿三日出板横濱新聞の訳

今月廿一日東久世中将横濱港を受取り成り運上所の
 役人半分を江戸へ帰り半を留まり居る事と成り故に
 り差支も無々れども通詞一人も居合せに差當り色々
 の松子と見えたり

八九日前勝安房守江戸より来り英人と應接し其事柄を
 知らん

今日サラミス船此地を出帆し兵庫へ往くべし英国公使

パークス君此船に乗ト京都ニ到リ 天子ニ謁して事を議
せらるが為あり

江戸及び近在此有松にて戦争もあく穩ニ引渡シ小成る事
らば各国公使弥新政府を日本全国の領主と認め諸事共ニ
相談い〜助カも〜然れども北方諸侯も何人ニ
も先將軍の爲ニ兵を起シ南方諸侯と戦ふ者有りて日本ニ
尚大君らの事明々ある間を各国公使矢張是までの通局外
中立の法を守り決して手出しを成さざるべし
兵庫通りの書翰ニ大坂兵庫共ニ万事誠ニ平穩あり帯刀の
者も多く居留を然れども外国人ニ對してはいつとも
叮嚀

ある事して更ニ心配の事あり是を以て考れむ新政府の役
人の餘程閑け〜と見え〜前の政府の家臣ニハ此の如
き人の甚ど稀ニこれ有りのみ
日本商人の臆病にて代呂物の仕込をある事甚少〜故ニ當
地の交易甚微〜として寂寥あり恰も野陣の光景ニ似て更
ニ交易場の景色ニあらんと云へり
横濱今時輸出貨物の直段左の如し
生糸前橋極上の品十六貫匁ニ付八百六十ドルより九百ド
ル次々八百ドルより八百四十ドル並ハ六百四十ドルよ
り七百四十ドル奥州極上八百三十ドルより並六百五十

ドル迄色く不同甲州極上品あり並りて六百五十ドルよ
 り七百ドル越前極上六百八十ドルより七百十ドル次を
 六百四十ドル位並を四百五十ドルより五百五十ドル
 茶極上く品十六貫匁又付三十四ドルより三十六ドル最上
 三十一ドルより三十三ドル其次色く不同並の最下直
 三所より十六ドル位
 烟草一番口十六ノ目又付十四ドル二番を十ドルより十二
 ドル三番を七ドルより九ドル
 蠟十六ノ目又付十六ドルより十七ドル
 人參五十斤又付一ドル半より四ドル二分まで

菜種十六ノ目又付三ドル九分より四ドル
 菜種油十六ノ目又付八ドル九分より十ドル
 樟腦十六ノ目又付廿二ドルより四十四匁一分あり
 輸入物價を又次号又訳出さるべし

○日本民口の多少を論じ
 是を横濱在苗洋客某の説あり偶其手記の稿本
 を得て之を抄す

青眼外史 訳

西洋の地学書は日本の民口を推計する説いづれも同ト
らば或を一千万有餘と云ひ或を一千五百万或は二千五百
万或は四五千万といふ然るも我日本よ來り住むる事既
數年日本人は遇ひて屢これを質問する一人も慥其答
をある者あり然れを諸書に言ふ所を固り傳聞の俚に記し
しる者あるが故より大なる差ひあり併しあり日
本の国凡何事も隱秘しき實事を外国人は告げざる習あり
ある故に民口の真數も隱しき知らせざるもやと思ひて種
々探索せしが全く民口の慥ある數を政府の役人さへも知
らざる事と見えしより左をれば人別改めの法の粗ある故に

民口の數正しく知難きあらん歐羅巴洲就中文明開化の
邦に於ては殊更民口の數を改むるも其規則ありて本洲を
離るる藩属の地方までも明細に調ぶる事あり夫故年々
人民増殖の數も慥に相分る事衆人の知る所の如し日本
ても往古を王朝して國々の人別を細ら改められし事
も古史を按ぶるも往々全国の戸口を吟味し其内より兵
士を取りし事明らあり紀元六百八十九年と天下の民口を
計り男子の四分一を兵丁と充ぐる由を記し又九百八十八
年より全国の夫八十八万三千二百廿八人なりし由を記
せり却て今日に至りて民口の多少詳あらば然れども吾が

考ふる所よりしてハ四五千万といふを固より誇大の談ありと
大抵一千五六百万といふ者其実を得るに近うとて其
證據を言ふに吾が英吉利の大きき日本并に四国九州と合
せしむる大きき其里方積を比較せれば大抵日本ハ英国の一
倍より少しの英國を戸口の稠密ある事殆ど羅巴の冠より且
国土より開けて不毛の地あり而して人口二千七百万有餘
たり若し日本の人烟稠密ある事英國と均しうしむれば五
千万を過ると云ふも適當ありとて然るに吾日本の周圍を
航行し港々の様子を一望し富士山を初め諸山は登りて山
麓の地を望み見し不毛未墾の地甚ど多し英國よりしてハ倫

敦を離るる事數十里の僻邑と雖も民戸を尚櫛比を日本を
江戸を距る事僅に五七里よりして既ハ廣漠の野有りて僅に
星散の人家を見るのみ是より推考すれば全国の人口
吾が英國より少きをもちりりし事より假令多くも二千万
より過ざるべし且又六七年来生糸の輸出盛んとして日本産
物中の随一たり然るに年々直段高く成り行くのみより出
高ハ一向増は事あり其生糸の出る地ハ甲州信州奥州越前
あどりていつとも不毛の地多き国あり勿論日本人ハ例の
亞細亞風にして旧来の仕来りのみを守り新し土地を開き産
物を殖し事あどを好まぬ風俗あれども現在莫大の利益は

る生系さくも仕入をまら者の少き以て考ふとは是亦思
ひの外民口の少き一證あらん歎

中外新聞第二十号

慶應四年閏四月三日

四月廿四日出板オ、フルランドメイルと名くる新
聞紙の訳

今般政度一新を計りて 御門を古昔の 帝王の權を復し
將軍の政權を止むるの大改革追々と抄取るべき様子又見ゆ
嚮は勅諭の趣を 前將軍慶喜公へ達せられし其事首
尾よく奉命りりて 公自ら鎮静の為は尽力をあらしめ
且今月十二日江戸を發し其父君の住居せられし水戸と
いふ地へ退隱し其情実憐む可し扱江戸城を即日 勅

使へ引渡しよ成り當港の事務も亦官軍へ引渡しよ成り
り即ち此神奈川港を受取りよ来り新ニニストルを東久
世中将并よ肥前侍従あり但し肥前侯も九州の大名東久世
を元来公家よして少將の官ありしが此度當地出張よ付て
中將よ昇進よと云ふ

會津を日本中第一の強藩あり只地形の峻岨あるのみあり
を其人飽くまで強勇よして死を怖まむ南方の諸侯必む之
を代とんと欲せば數万の人を損し數月の久きを経て成功
を期し難くうごく如くはたくうひを休めて和平を謀るよ
會津侯を恭順を尽しし 勅使を迎へ歎願して曰近畿よ於

けり突砲を全く士卒の過失あり併しあつら 朝廷よ對し
奉りし儀よして更よ無之れとより叛逆あどく云ふ事少し
も覺くれあき旨明白よ申披き有りしバ 勅使も大よ見
込違ひしを歸洛しりしと云ふ

○タイムスと名くる新聞の訳

日本よ於て 西門と云ふ称号を偏よ人の畏服をるものと
見えしり且國人の信仰もや恰も神佛の如くあり現在幼
年の 君を擁ししき天下よ命令を下さるの勢あり
此 君よ動らざる威權を与へ其扶助をあり国内の為よ靜
謐一致をたのむるを我等よ於ても望ましき事あり嘗て日本

の隣国あり支那に於ても此の如き處分成功を奏せり日本
旧来の如く只一人のみ利を専らよしく天下と利を共よせ
ざる仕法を我英國の如き貿易を好む國民の甘ぜざる所あり

渡部一郎 訳

○四月廿九日の觸書

上様水戸表へは為入の謹慎を遊ばし付跡を慕ひは機嫌
伺等罷越の者も有之哉は相聞えの事情尤の儀よと以へ
其の法を侵し罷越にては謹慎中却ては為めりも不相成
に同心得違ひの者無之松精と申諭万一押て罷越の者これ

置以事
ひるに於ては急度相達しは品も可有之は条兼て可なり渡

四月

○ 朝廷へ左の四艦献貢相濟

富士山 翔鶴 觀光 朝陽

右の外 開陽 回天 蟠龍 千代田を其供下之

○四月廿六日林玖十郎内使として京都へ出立を今月十日
頃を帰着せしき由

右の用の趣は寛典に振合を 大総督府より京都へは伺よ

相成由

○横濱別段新報の記

此節日本国中の騒乱より来り當港在苗の或る外国人サント
岸ス島の砂糖竹植附を渡世と致し以者と約定し日本人三
百餘人を三ヶ年の年期より雇ひ切り砂糖竹植附刈込等よ
使役せらるが為被地へ差送たり

或云給銀一ヶ月五ドルづりて期限五年ありと

期限給銀等ハ同トからばと雖もいさゆる黒奴賣買の所業
よ等しき事にて此の如き所業ハ萬国の法例より戻り且無辜
の日本人狡黠の外国人より欺られ利益ハ悉く彼より奪われ憐

むべし日本人と酷熱の氣候と辛勞煩苦と堪へざりて疾病
よ罹るのみならず一如何程惨酷の所置と逢ふとも訴ふ
可き處あくなく死せしも期限内ハ故郷へ帰るの路あく
不祭の鬼とあるに至らん嘆惜せざるべきの甚しきよりらばや
方今日本全国平穩あり政府より此の如き事を處置し
るの暇あらずべし然れども国乱稍治まりしらば政府より
能く此事件を糾し之を關係せし者より相當の罰を加へ後來
の患害を防ぐべきあり然らざんば民人の災害のみならず
日本の大恥辱ありべし
サント岸ス島近來天死の者多く民口年々減少故は是ま

で支那人を雇ひ使役せしが支那人も炎暑と虐使とより苦しみ彼地へ往く事を好まざれば夫故に此度日本人を雇ふ事を試みこころありべし

黒奴賣買の事も既に禁止とあり其後英国政府と支那政府と條約ありて支那人を年期を定めて外国へ送りし事ありども是亦禁止と成り

○上野山内への布告書

彰義隊忠義奮発并に當山諸向に警衛を付赤心の条に宮様の感浅うしべ以来恐多くも尊体當局への委任に遊以段に沙汰の趣覚王院よりは相達の間此段及廻達

別紙

昨日 大総督官様より岩井左エ門に召今日登城の処
参謀正親町への逢有之北陸道總督兩卿當山へ轉軍の儀に
付昨日覚王院を以て右の兩卿へ仰入且彰義隊長より申
上の趣逐一 大總督官へ言上の処 左門主様思召の次第
覚王院尽力の段并に彰義隊精忠の旨委細承知に感不斜思
召に付右轉陣の儀を由見合に成り段に口達之事

四月廿四日

○諭言一則

唐通居士

ある男二人の妻を持ちたり一人は年々け一人は若うりけ

りその若き女此辺の鬢髪は白き毛の交まるこそ似合を
うらね願くえ白きを抜きて黒き毛をどりを留めおろむ
と言ひくれれば男抜くせよなり扱年へけり女のみよは往
まけるよ女の言ひくると妻々く年老いて此辺の如く若き
夫を持らん世は男の無き中うりて人のいぢけりも
しあやうし同くは黒きを抜きて白きを留めんとし男せ
んうらあきて又ぬれせよなりかく彼方うりぬれ此方
うらぬれ果を髪髪とも無うてぞ有けるその如く君
子らん者兩人の機嫌を取らんとして己が心定まらざれを
終る其身は禍を得ること昔も今も其うら少うらど心を

くべき事よこそ

○題あしづ

中島信敬

不とく怨を忍ぶ岡の忍び音をおのり五月は早くして

うのきついでちの日 目賀田守蔭

立ちへる此代りも心を更よ又葵のさくん月を来よなり

千年功業夢中夢 小中村清矩 紀藩

そのうみの根さくも深き葵草露を袖よと思ひうけきや

失題 廣沢安任 會藩

欲因大義拳綱維一決此心何又疑休逐末流煩口舌至誠自有
貫天時

日光市門主様今月十日頃市出立りて上京ありき由相
聞えしに付上野山下辺の市民市延期を嘆願する者夥し

中外新聞第二十号終

